

令和6年6月18日

コンプライアンス推進責任者
研究倫理教育責任者 殿

副総長（研究担当） 山中 宏二
副総長（法務・公正研究担当） 矢野 昌浩
（統括管理責任者・研究倫理推進総括責任者）

令和6年度コンプライアンス教育・研究倫理教育（教職員向け）の実施について

標記のことについて、下記のとおり研修を実施します。つきましては、貴所属の全受講対象者に周知いただき、必ず受講いただくよう指導願います。また、本研修に関してコンプライアンス推進副責任者を任命している部局におかれましては、その役割に応じ、未受講者に対しては受講催促の徹底を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 目的

機構構成員に公的資金の適正使用・不正防止の重要性を再確認していただくとともに、経費の使用ルール等への理解を深めていただくことにより、機構における公的資金の適正使用を徹底するための e-Learning 研修を実施します。

また、名大において研究活動を行う者には、本学の定める研究不正の内容を理解し、研究遂行に際し不正行為に繋がる行動を行わないようにするため、大学独自の研究倫理教育 e-Learning 研修を実施します。

なお、いずれについても、東海国立大学機構 LMS「TACT」を利用して実施します。

2. 受講対象者

【コンプライアンス教育（公的資金の使用に係る e-Learning）】

東海国立大学機構及び名古屋大学に所属する**全教職員及び名古屋大学を受入研究機関とする日本学術振興会特別研究員、外国人特別研究員**

（受講対象外となる者の基準は、別紙「研修の実施概要」の「1. ①受講対象外となる者について」を参照してください）

【研究倫理教育 e-Learning】

上記受講対象者のうち、**研究活動を行う教員・研究員等**

（受講対象者の詳細については、別紙「研修の実施概要」「1. 受講対象者【研究倫理教育 e-Learning】」を参照してください）

上記2つの研修及び外部の研究倫理教育（eAPRIN）の受講は、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の申請の要件とします。（eAPRINについては後日別途通知します）

外部資金を申請する者は、必ず上記研修等を受講してください。

3. 受講期間

本文書日付（令和6年6月18日）から1ヶ月以内に受講してください。

※最終受講依頼期限は令和6年9月30日まで

※メンテナンス時間（午前4時～午前6時）を除く終日受講可能

※海外を含む、学外からの受講も可能

※本文書発出後、新たに着任した教職員については、着任後1ヶ月以内に受講してください。

※上記期限を過ぎて未受講の場合、一定の猶予期間（11月30日）を設けて受講催促を行います。猶予期間終了後の未受講者は財務会計システム（発生源入力）上の全ての執行権限が削除されます。（詳細は別紙「研修の実施概要 3. 未受講者への対応について」を参照してください）

4. 受講方法

東海国立大学機構 Learning Management System「TACT」を使用します。

具体的な受講方法は別紙「研修の実施概要 2. 受講方法について」を参照してください。

問合せ先：

研究戦略部

研究安全管理課研究安全管理 G 孝森

電話：052-747-6410（内線 6410）

Mail: ken-kousei@t.thers.ac.jp

研修の実施概要

1. 受講対象者

【コンプライアンス教育（公的資金の使用に係る e-Learning）】

東海国立大学機構及び名古屋大学に所属する全教職員及び名古屋大学を受入研究機関とする日本学術振興会特別研究員、外国人特別研究員

①受講対象外となる者について

研究費等の執行に関わらないとコンプライアンス推進責任者が判断した者で、下記の要件に該当する場合、受講免除となる場合があります。

- (1) 長期休業者等（産前産後休暇、育児休業、長期病気休暇等）
- (2) 非常勤講師、招へい教員
- (3) 名誉教授
- (4) 他機関勤務者（在籍出向者、企業でのインターンシップ等）
- (5) 現場業務に限る者（運転手、保育士、郵便配達者、機械保工、観測点計測者、農・林地作業員、業務支援室、博物館週末受付者等）
- (6) 医療従事者（係長相当職以上は除く）
- (7) 令和6年9月30日に在籍する構成員のうち、令和7年3月31日までに退職する者で、本学では研究費等を執行しない旨、コンプライアンス推進責任者が責任をもって認めた者
- (8) 令和6年4月以降に新規採用された者で、令和6年度暫定版の当 e-Learning を受講し、合格した者（暫定版の内容は今年度の内容をほぼ網羅しているため、今年度の受講は終了したものとみなします）
- (9) その他、統括管理責任者が除外することを認めた者

※上記対象者でも、科研費（分担金を含む）等の外部資金を有している方は受講対象者です。

（（8）の受講対象外者を除く）

②受講開始後の新規採用者・転入者について

受講開始後に新規で着任した方については、随時受講対象者として追加します。新規の方は着任後1ヶ月以内に受講するよう部局より依頼してください。

ただし、10月以降に採用された方は、受講対象者名簿には記載せず、報告の対象外となります。TACT のシステムに登録して受講はできますので、特に科研費等の外部資金を申請する方については、受講するよう部局より依頼してください。

③学生について

学生については、別途「コンプライアンス教育、研究倫理教育（学生向け）」を実施しますので、原則その研修を受講するよう案内してください。

但し、日本学術振興会の特別研究員等、自ら研究費を獲得し予算の管理・執行を行う学生は、この教職員向けの e-Learning を受講する必要があります。

学振の特別研究員、外国人特別研究員については、最初から受講対象者として登録していますが、それ以外に受講が必要な学生がいましたら研究安全管理課へお知らせください。

なお、教職員向けと学生向け、両方受講することは可能です。

④派遣職員について

派遣職員につきましては、機構アカウントを申請し、利用している方のみ受講対象として登録します。

【研究倫理教育 e-Learning】

上記【コンプライアンス教育】受講対象者のうち、研究活動を行う教員・研究員等

※具体的な役職（常勤・非常勤を問わず）

教授・准教授・講師・助教・助手

特任教授・特任准教授・特任講師・特任助教

病院教授・病院准教授・病院講師・病院助教

研究員

技術員・技術補佐員（部局に所属する者）

リサーチ・アドミニストレーター

日本学術振興会特別研究員・日本学術振興会外国人特別研究員

上記以外の役職で、科研費（分担金を含む）等の外部資金を有している者

（名誉教授、教諭、非常勤講師、招へい教員等）

※補足

・上記受講対象者は、TACT にログインしたらコンプライアンス教育・研究倫理教育の2つの研修を同時に受講できるようになっています。

・上記受講対象者以外で「研究倫理教育」の受講を希望する方は、「コンプライアンス教育」を受講する前に研究安全管理課に連絡してください。

・学生は、「学生向け公的資金の使用に係る e-Learning」の受講の際、上記「研究倫理教育」も受講できるようにしていますので、学生に受講させたい場合は、「学生向け公的資金の使用に係る e-Learning」の受講を案内してください。研究倫理教育については、教職員向けと学生向けの内容はほぼ同一です。

2. 受講方法

(1) 下記の URL より、TACT 受講画面にアクセスしてください。

<https://tact.ac.thers.ac.jp/portal/>

Federation Login
(機構アカウント)

(2) TACT トップ画面右上の  ボタンをクリックし、機構アカウントでログインしてください。

ログイン方法については、TACT トップ画面「TACT に関するお知らせ」「【各種案内】」「・ログインについて」を参照してください。

(3) 画面上部に、あなたが受講対象者となっている研修のタイトルが表示されます。

その中の「NO_コンプライアンス教育・研究倫理教育(2024 名大研究者)」又は「NO_コンプライアンス教育(2024 名大職員)」(○は個人それぞれに異なるアルファベットが入ります)をクリックしてください。

(4) 「受講の手順/INTRODUCTION」の画面が表示されましたら、記載に従いテキストの確認、テストの受講、成績及びフィードバックの確認の順で受講してください。

(5) テストについて

【コンプライアンス教育（公的資金の使用に係る e-Learning）のみの方】

テストは2つのパートに分かれています。

○パート1 誓約書・確認書 3問

本研修の理解度チェックテスト開始前に、「競争的研究費等への申請及び執行経費の使用に当たっての誓約書」、「財務会計システムの使用に係る確認事項」、「発注事務に係る届出書」を確認してください。「A. 同意する」にチェックすることにより、記載事項について同意したことになります。

このパートにおいては全てAを選んでください。Bを選ぶと下記テスト結果に関わらず「不合格」となります。

○パート2 「公的資金の使用に係る e-Learning テスト」20 問

○パート1の配点は3問合計で40点、パート2の配点は20問合計で60点（1問3点）です。

100点満点中94点以上で「合格」（パート2の20問のうち不正解は2問まで）となります。

91点以下は「不合格」（不正解3問以上）となりますので、「合格」となるまで受講をしてください。

【コンプライアンス教育・研究倫理教育の両方受講する方】

テストは3つのパートに分かれています。

○パート1 誓約書・確認書 3問

本研修の理解度チェックテスト開始前に、「競争的研究費等への申請及び執行経費の使用に当たっての誓約書」、「財務会計システムの使用に係る確認事項」、「発注事務に係る届出書」を確認してください。「A. 同意する」にチェックすることにより、記載事項について同意したことになります。

このパートにおいては全てAを選んでください。Bを選ぶと下記テスト結果に関わらず「不合格」となります。

○パート2 「公的資金の使用に係る e-Learning テスト」20 問

○パート3 「研究倫理教育 e-Learning テスト」10 問

パート1の配点は3問合計で40点、パート2、3の配点は30問合計で60点（1問2点）です。

100点満点中94点以上で「合格」（パート2、3の30問のうち不正解は3問まで）となります。

92 点以下は「不合格」（不正解 4 問以上）となりますので、「合格」となるまで受講してください。

(6) 「成績簿/Gradebook」に記載されている「コース成績」において、「合格/Pass」が表示されましたら受講は完了です。

3. 未受講者への対応

公的資金の使用に係る e-Learning は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」における「コンプライアンス教育の実施」に該当するものであり、毎年度受講率を文部科学省に報告しています。

原則、受講対象者の受講率 100%であることが求められており、受講率が 100%より低いと指摘事項として調査の対象となる場合があります。

また、研究倫理教育 e-Learning については、「名古屋大学研究不正防止策」において「受講しないものについては、当該年度の競争的経費への応募を停止する」ことになっています。

受講率を 100%とするため、以下の受講の催促を行う予定です。

- (1) 7 月初旬 全教職員にメールで受講のリマインドを送付します。
- (2) 8 月～9 月 個別の未受講者に対し、研究安全管理課から直接リマインドのメールを定期的に送付します。
- (3) 10 月初旬 9 月 30 日の最終受講期限までに受講しなかった方の氏名一覧を各部局のコンプライアンス推進責任者及び推進副責任者に送付し、未受講者への催促を依頼します。
- (4) 11 月 教育研究評議会において、各部局の受講率を報告し、11 月末までに未受講者が 0 となるよう部局および研究安全管理課から催促します。
- (5) 猶予期間（11 月 30 日）終了後
猶予期間終了時点での未受講者に対し、事前に通告した上で、一週間（12 月 8 日）を目処に財務会計システム上の執行権限を削除します。（平成 30 年 7 月 17 日役員会決定に基づく措置）

※なお、受講が確認できた場合は、研究安全管理課から情報環境部情報システム運用課に依頼し、執行権限の回復を行います。

受講に関する問合せ（ログインできない、テストの受講場所が分からない、テストに合格したか分からない、自分が受講対象者かどうか分からない等）は下記にご連絡ください。

問合せ先：

研究戦略部

研究安全管理課研究安全管理 G 孝森

電話：052-747-6410（内線 6410）

Mail: ken-kousei@t.thers.ac.jp